

岩手県告示第474号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和2年7月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		失効年月日
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 206号	消石灰	65粒状消石 灰	アルカリ分 65.0	%	和賀仙人鉦山株 式会社	宮城県登米市中 田町上沼字北桜 場86番地	令和2年1 月24日
岩手県第 283号	肉骨粉	P C M D 5.0	窒素全量 5.0 りん酸全量 5.0		太田油脂産業株 式会社	埼玉県八潮市大 字圀541番地10	令和2年3 月1日
岩手県第 244号	加工家さん ふん肥料	発酵けいふ んペレット	窒素全量 3.0 りん酸全量 3.0 加里全量 3.0	肥料取締法第3条 第1項に規定する 公定規格のとおり	株式会社十文字 チキンカンパニ ー	岩手県二戸市石 切所字火行塚25 番地	令和2年3 月13日
岩手県第 215号	消石灰	松川70粒状 消石灰	アルカリ分 70.0		株式会社松川石 灰工業所	岩手県一関市東 山町長坂字町裏 325番地	令和2年3 月23日